

〇〇年度 岡山市日応寺自然の森・岡山市立少年自然の家の 管理運営に関する年度協定書(案)

(趣旨)

第1条 この協定は、岡山市教育委員会（以下「甲」という。）が、岡山市日応寺の森条例（平成3年岡山市条例第19号。以下「条例①」という。）第2条の2及び岡山市立自然の家条例（昭和48年岡山市条例第26号。以下「条例②」とい。）第2条の2に基づき、（以下「乙」という。）を指定して行わせる岡山市日応寺自然の森・岡山市立少年自然の家（以下「施設」という。）の管理に関し、年 月 日付けで甲と乙とで締結した岡山市日応寺自然の森・岡山市立少年自然の家の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、施設の管理に係る年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

(年度協定の目的)

第2条 年度協定は、施設の管理業務（以下「管理業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

(〇〇年度の業務内容)

第3条 甲及び乙は、〇〇年度の業務内容は、〇〇年度管理業務仕様書（基本協定別紙第1「岡山市日応寺自然の森・岡山市立少年自然の家指定管理業務仕様書」とする。）に定めるとおりとする。

(〇〇年度の指定管理料)

第4条 甲は、本業務の実施の対価として、次のとおり金額を支払うものとする。

支払期	期間	金額 (うち消費税及び地方消費税の額)
第1期	4月1日から 6月30日まで	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)
第2期	7月1日から 9月30日まで	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)
第3期	10月1日から12月31日まで	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)
第4期	1月1日から 3月31日まで	●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)
令和〇〇年度 合計		●●●●●●●●円 (●●●●●●●円)

- 2 乙は、支払期ごとの管理が終了したときは、甲に通知するものとする。
- 3 甲又は甲の検査員（甲が委任し、乙に通知するものとする。）は、前項の通知を受けた日から10日以内に管理が適正に行われているかどうかを検査するものとする。
- 4 甲は、前項の検査が終了し、乙が適正に管理を終了していると認めたときは、乙に通知するものとする。
- 5 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに甲に指定管理料の支払いを請求するものとする。
- 6 甲は、前項の請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る指定管理料を乙に支払うものとする。

（協議）

第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号
(団体名) 岡山市教育委員会
代表者 教育長

乙 住 所
(団体名)
代表者